

令和2年5月15日

会員各位

一般社団法人長野県旅行業協会  
協同組合 長野県旅行業協会  
事務局

## 令和2年度「ふっこう割」の販売について（速報）

表題の件につきまして、長野県観光部観光誘客課と協議の結果、以下の概要で県内旅行の需要喚起策（ふっこう割の活用）を積極的に支援し、併せて宿泊施設や旅行会社の経営を支援することになりましたのでお知らせします。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

## &lt;令和2年度ふっこう割&gt;

## 1. 利用の方法

- ① 旅行者が長野県内に事業所のある（一社）長野県旅行業協会または（一社）日本旅行業協会加盟の旅行会社に宿泊等を申し込む。予約の受付は5月26日より開始。
- ② 受付けた旅行会社は宿泊等を手配し、旅行代金から支援額（割引額）を控除した額を収受し、クーポンなどパウチャー券を発行し旅行者に渡す。
- ③ 旅行会社は割引額（立替・未集金額）を県に請求する。
- ④ 内容を審査ののち、県（事務局）より割引額が旅行会社に支払われる。

## 2. 割引の対象者

長野県民に限定（予約受付時に確認が必要です）

## 3. 支援額（割引額） \*旅行・宿泊代はサ税込み

1人1泊当たり旅行・宿泊代金*	10,000円以上	6,000円以上 10,000円未満	6,000円未満
1人1泊当たり支援金額	5,000円	3,000円	なし

（注）一人一回の旅行で15,000円の支援を上限

## 4. 割引対象期間

令和2年6月1日（月）～同年6月16日（火）までの宿泊日

## 5. その他

- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から1室1名利用も対象。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じている長野県内の宿泊施設「新型コロナ対策推進宣言の店」（現在集約中。後日対象施設を公表）を斡旋（利用）する。
- ▶ 来週末を目途に信濃毎日新聞での広告を予定。紙面では協会会員の一覧も掲示する。

（一社）長野県旅行業協会

〒380-0836 長野市南県町 685-2

長野県食糧会館 2階 電話 026-235-0109